平成２１年（フ）第１３４３号
神奈川県大和市下鶴間２丁目９番28―508号
破産者　藤本　公志
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２０号
横浜市旭区若葉台３丁目８番1408号
破産者　新井　政行
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７５８号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴677番地
破産者　永野　祐一
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６０号
川崎市宮前区宮崎289番地１　コンフォート宮崎台201
破産者　芳賀千佳子（旧姓椎橋）
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
京都市下京区東中筋通五条下る天使突抜３丁目450番地　竹林マンション505号、開始決定時の住所京都市北区紫野花ノ坊町41番地の１
破産者　高橋　豊彦
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９６４号
京都市右京区太秦一ノ井町10番地の19、住民票上の住所京都市右京区太秦一ノ井町16番地の２
破産者　村澤　宗男
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１１４７号
大阪府阪南市下出39番地の５
破産者　ヘアーサロンノブヒロこと　鍛治　信宏
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
大阪府泉南市信達市場2738番地の57
破産者　秋元　秀子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
大阪府和泉市鶴山台３丁目７番74―102号、前住所大阪府和泉市尾井町２丁目５番12号
破産者　坂田　隆司
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２５９号
大阪府泉南郡熊取町青葉台１丁目７番２号
破産者　マルシェクールこと　西田　昭二
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
大阪府岸和田市吉井町３丁目13番１号
破産者　松本　義昭
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第４８０号
大阪府貝塚市畠中２丁目12番22号
破産者　阪上　市郎
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
奈良県生駒市本町９―17　八幡ビル202　オフィスジョイエイト、住民票上の住所奈良県生駒市山崎新町３番38―305号
破産者　菊地　彰信
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３０号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿1739―２、住民票上の住所奈良県吉野郡十津川村大字風屋952番地の２
破産者　芝　　謙次
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２０年（フ）第４４１号
岡山県倉敷市船倉町1249番地１
破産者　岡野　秀昭
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２０年（フ）第８７号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場2344番地、住民票上の住所熊本市小沢町19番地１　201号
破産者　村本　峰幸
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２１年（フ）第２２号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽3117番地６
破産者　後藤　広子
1　決定年月日　平成21年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１８８号
島根県大田市大田町吉永1400番地６
破産者　有限会社ピーシーコンサルタント
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２０年（フ）第５６４号
埼玉県入間市東藤沢７丁目15番14号
破産者　株式会社Ｅ．Ｅ．Ｐ
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部